

野洲市告示第9号

野洲病院支援継続可能性評価委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年1月20日

野洲市長 山仲 善彰



野洲病院支援継続可能性評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 特定医療法人社団御上会野洲病院（以下「野洲病院」という。）の機能充実を図るために市が実施する野洲病院への財政支援の実効性及び遵法性について、学識経験者等による客観的な検証及び評価を行うため、野洲病院支援継続可能性評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施する野洲病院への財政支援の実効性及び遵法性の検証及び評価
- (2) 市が実施する野洲病院への財政支援による中核的医療機能確保の可能性の検証及び評価
- (3) (仮称)野洲市民病院整備に向けた野洲病院の医療資源及び病院運営に係る課題等の検証及び評価
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療経済に関する学識経験者
- (2) 建築に関する学識経験者
- (3) 法務に関する専門的な知識を有する者
- (4) 企業会計に関する専門的な知識を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期については、市長が委嘱するときに定める。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、政策調整部企画調整課地域戦略室において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。